

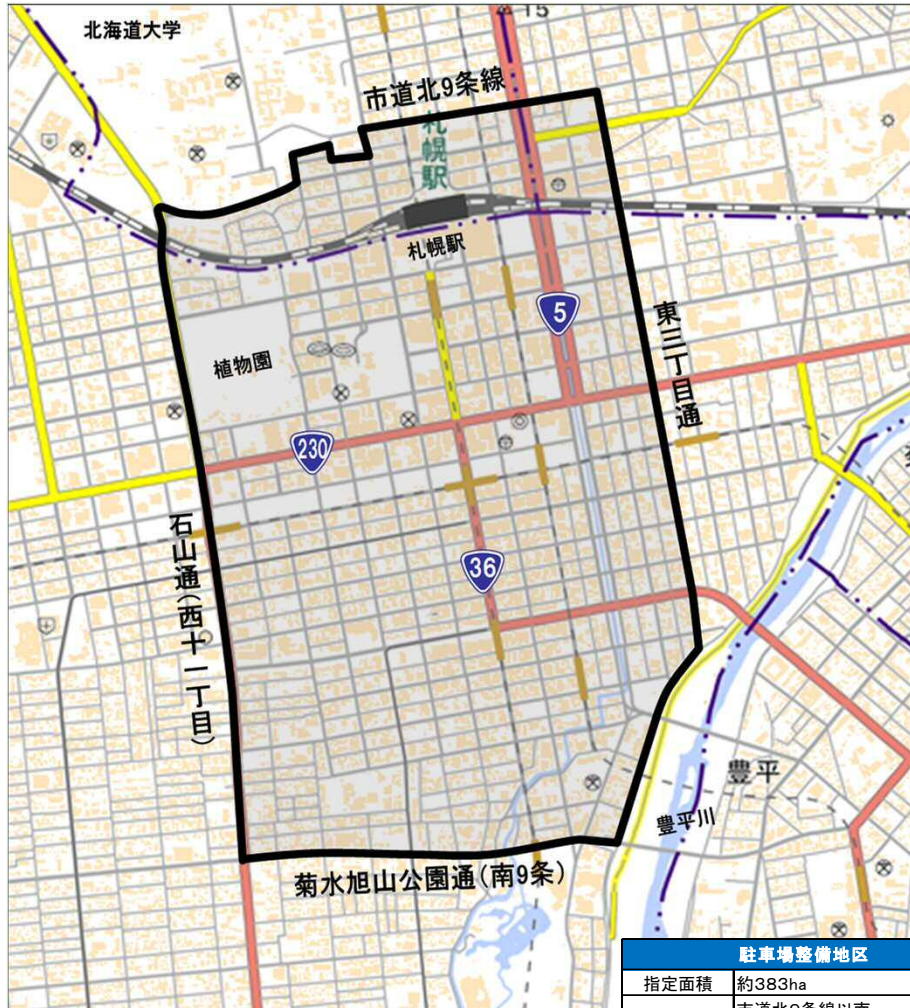
令和4年度 民間施設に設置されている駐輪場の 利用実態調査

札幌市建設局総務部

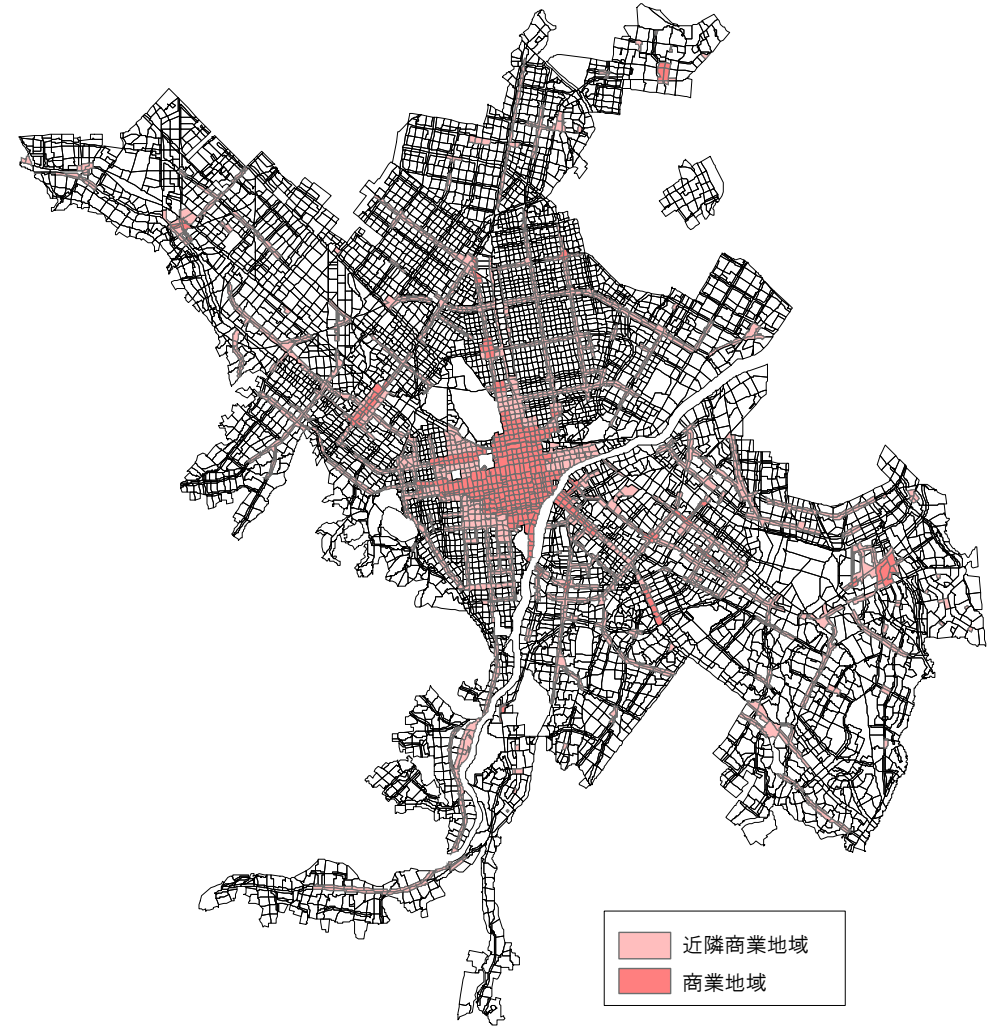
1. 調査概要

1-2 調査対象箇所

本調査の対象箇所は、「駐輪場附置義務条例」が適用される範囲(駐車場整備地区、商業地域及び近隣商業地域)である。



駐車場整備地区	
指定面積	約383ha
区域	市道北9条線以南 菊水旭山公園通(南9条)以北 石山通(西11丁目)以东 東3丁目通以西 に囲まれた区域
法定年月日	平成元年4月1日
告示番号	札幌市告示第215号



2. 施設内駐輪場の運用・利用実態等に関する調査

2-1 調査計画

原単位の見直し等の検討の基礎データとして実施する「建物・施設内駐輪場の運用・利用実態等に関する駐輪台数計測調査及びアンケート調査」の調査計画を作成した。

(1) 調査対象施設候補の抽出

- 調査対象施設の選定に向けて、右表の地域・施設用途を対象として、調査対象施設の候補となる施設を施設用途毎に抽出・整理した。
- 調査対象候補施設の抽出・整理は、施設用途に応じた右表の抽出方法で調査対象地域内に立地する施設を抽出し、都市計画基礎調査の建物利用現況データ(令和2年3月31日付け)を用いて、当該施設が入っている建築物の延床面積や階数、建築年次、施設用途の小分類等を整理した。

調査の対象とする地域・施設用途及び調査対象施設の抽出方法

対象地域	対象施設用途					
	小売店舗	飲食店	事務所	銀行等	遊技場 (ぱちんこ屋を除く)	ぱちんこ屋
駐車場整備地区	現行条例対象	改正条例追加候補	改正条例追加候補	現行条例対象	現行条例対象	現行条例対象
上記以外の商業地域・近隣商業地域	現行条例対象	改正条例追加候補	改正条例追加候補	改正条例追加候補	現行条例対象	現行条例対象
抽出方法	大規模小売店舗立地法の届出施設、駐輪場の附置義務条例の届出施設(施設用途:小売店舗)等		駐輪場附置義務条例届出施設(小売店舗等による届出で事務用途でも使用)、都市計画基礎調査の「小分類:業務施設」かつ「延床面積が一定規模以上」の施設		駐輪場の附置義務条例の届出施設(施設用途:遊技場、パチンコ、銀行等)、タウンページに登録されている施設(遊技場は、カラオケボックス・ルーム、ボーリング場、マージャンクラブ等)	

■ 小売店舗・飲食店の調査対象施設候補

No.	店舗名	所在地	立地エリア 整備地区/商業地域	都市計画基礎調査					
				建物用途	延床面積 (㎡)	駐車台数 (台)	建築年	地上階数	地下階数
1			整備地区	業務施設	16,690	1,556	2,008	12	1
2			整備地区	業務施設	12,823	1,243	2,001	10	1
3			整備地区	業務施設	15,590	0	1,970	9	1
4			整備地区	業務施設	16,844	1,366	2,016	13	1
5			整備地区	業務施設	25,134	0	1,982	9	1
6			整備地区	業務施設	11,267	609	1,987	9	1
7			整備地区	業務施設	12,965	0	1,980	10	0
8			整備地区	業務施設	9,228	0	1,972	9	1
9			整備地区	業務施設	11,009	1,212	1,993	11	1
10			整備地区	業務施設	10,261	844	2,011	11	2

※店舗名や企業名等は非公開

■ 事務所の調査対象施設候補

No.	建物名	住所	立地エリア 整備地区/商業地域	都市計画基礎調査					
				建物用途	延床面積 (㎡)	駐車台数 (台)	建築年	地上階数	地下階数
1			整備地区	業務施設	16,690	1,556	2,008	12	1
2			整備地区	業務施設	12,823	1,243	2,001	10	1
3			整備地区	業務施設	15,590	0	1,970	9	1
4			整備地区	業務施設	16,844	1,366	2,016	13	1
5			整備地区	業務施設	25,134	0	1,982	9	1
6			整備地区	業務施設	11,267	609	1,987	9	1
7			整備地区	業務施設	12,965	0	1,980	10	0
8			整備地区	業務施設	9,228	0	1,972	9	1
9			整備地区	業務施設	11,009	1,212	1,993	11	1
10			整備地区	業務施設	10,261	844	2,011	11	2

※建物名等は非公開

■ 銀行等の調査対象施設候補

No.	店舗名	住所	立地エリア 整備地区/商業地域	入居目的 の区分	駐輪場 設置の有無	都市計画基礎調査				
						建物用途	延床面積 (㎡)	駐車台数 (台)	建築年	地上階数
1			商業/近隣地区	×	共同住宅	4,920	189	1,988	9	0
2			商業/近隣地区	×	都市計画基礎調査(建物等)無し					
3			商業/近隣地区	×	都市計画基礎調査(建物等)無し					
4			商業/近隣地区	×	業務施設	452	0	1,991	2	0
5			商業/近隣地区	×	集合住宅	2,355	0	1,989	2	0
6			商業/近隣地区	×	専用店舗	1,541	0	1,982	2	1
7			商業/近隣地区	×	集合住宅	36,761	14,009	1,989	4	0
8			商業/近隣地区	×	業務施設	520	0	2,006	2	0
9			商業/近隣地区	×	業務施設	6,981	2,434	1,996	9	0
10			商業/近隣地区	×	共同住宅	445	0	1,989	2	0
11			商業/近隣地区	×	業務施設	1,050	0	1,996	2	0
12			商業/近隣地区	×	専用店舗	2,309	113	1,988	4	0

※店舗名等は非公開

■ 遊技場(ぱちんこ屋を除く)の調査対象施設候補

→カラオケ、ボーリング場、ゲームセンター、マージャンクラブ

■ ぱちんこ屋の調査対象施設候補

施設用途毎の調査対象施設候補の抽出施設数

エリア	抽出件数							
	小売店舗・飲食店	事務所	銀行等	遊技場(ぱちんこ屋を除く)				ぱちんこ屋
				カラオケ	ボーリング場	ゲームセンター	マージャンクラブ	
整備地区	13件	74件	63件	26件	2件	3件	12件	6件
商業/近隣地区	65件	58件	110件	33件	6件	8件	17件	61件
中央区	12件	31件	19件	1件	1件	1件	0件	4件
北区	9件	8件	17件	8件	1件	3件	3件	12件
東区	8件	4件	18件	5件	0件	2件	3件	9件
白石区	7件	9件	16件	4件	1件	1件	2件	8件
厚別区	1件	2件	7件	2件	1件	0件	1件	6件
豊平区	5件	2件	7件	2件	0件	0件	0件	8件
清田区	7件	0件	3件	2件	0件	0件	2件	2件
南区	6件	1件	7件	3件	0件	1件	2件	5件
西区	6件	0件	11件	3件	1件	0件	3件	5件
手稲区	4件	1件	5件	3件	1件	0件	1件	2件
合計	78件	132件	173件	59件	8件	11件	29件	67件

2. 施設内駐輪場の運用・利用実態等に関する調査

2-1 作業計画

(2)施設管理者へのヒアリング調査及び調査対象施設の選定

・前項で抽出した各施設用途の調査対象施設候補について、施設管理者への電話ヒアリングを実施し、駐輪場の有無、駐輪場がある場合の駐輪場の規模や利用状況等を把握した上で、建物・施設内駐輪場の駐輪台数計測等調査の対象施設を選定した。

■施設管理者ヒアリングの調査内容

- ・建物の用途【小売店舗／飲食店／事務所／銀行等／パチンコ／カラオケ／その他遊技施設】
- ・建物における駐輪場の有無
- ※建物に駐輪場がある場合
 - ・駐輪場の規模（おおよその駐輪台数）
 - ・駐輪場の利用者の範囲（建物勤務者限定、来訪者利用可、制限無し）
 - ・駐輪場の利用可能時間（24時間、建物が空いている時間・曜日）
 - ・駐輪場の利用状況（平日と休日それぞれの利用率、利用者の違い、など）

■施設管理者ヒアリング実施状況・調査結果【調査件数、駐輪場有無別の件数・割合】

エリア	施設管理者ヒアリング実施状況・調査結果【調査件数、駐輪場有無別の件数・割合】														
	小売店舗・飲食店			事務所			銀行等			遊技場 (ぱちんこ屋を除く)			ぱちんこ屋		
	駐輪場あり	駐輪場なし	計	駐輪場あり	駐輪場なし	計	駐輪場あり	駐輪場なし	計	駐輪場あり	駐輪場なし	計	駐輪場あり	駐輪場なし	計
整備地区	8件	3件	11件	11件	48件	59件	1件	8件	9件	2件	9件	11件	4件	2件	6件
商業・近商地区	28件	1件	29件	19件	19件	38件	19件	19件	38件	9件	3件	12件	29件	0件	29件
合計	36件	4件	40件	30件	67件	97件	20件	27件	47件	11件	12件	23件	33件	2件	35件
整備地区	73%	27%	100%	19%	81%	100%	11%	89%	100%	18%	82%	100%	67%	33%	100%
商業・近商地区	97%	3%	100%	50%	50%	100%	50%	50%	100%	75%	25%	100%	100%	0%	100%
合計	90%	10%	100%	31%	69%	100%	43%	57%	100%	48%	52%	100%	94%	6%	100%

・全エリアの小売店舗・飲食店、駐車場整備地区以外の商業・近商地域の遊技場、ぱちんこ屋は、大部分の施設に駐輪場がある(特にぱちんこ屋は100%)。

・駐車場整備地区の事務所や銀行等、遊技場(ぱちんこ屋を除く)は、大部分の施設に駐輪場が無い。

・「施設管理者ヒアリングにより駐輪場の設置を確認した施設」から、施設用途やエリア・住所、駐輪場の利用状況等を考慮して調査の対象施設を選定(選定した施設の管理者に調査実施依頼を行い、了承を得られた施設を調査対象施設に設定)

■建物・施設内駐輪場の駐輪台数計測等調査の対象施設数

エリア	調査方法	施設用途							計
		小売店舗	飲食店	事務所	銀行等	遊技場 (ぱちんこ屋以外)	ぱちんこ屋		
整備地区	平日調査	3件	2件	10件	2件	0件	0件	17件	
	休日調査	4件	5件	1件	0件	2件	3件	15件	
	平日・休日調査	1件	1件	1件	0件	1件	1件	5件	
	契約台数調査	0件	0件	3件	0件	0件	0件	3件	
	調査用途数計	8件	8件	15件	2件	3件	4件	40件	
商業・近商地区	調査回数計*	9件	9件	16件	2件	4件	5件	45件	
	平日調査	8件	1件	15件	16件	0件	7件	47件	
	休日調査	17件	6件	1件	0件	6件	19件	49件	
	平日・休日調査	1件	1件	0件	1件	1件	1件	5件	
	契約台数調査	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
計	調査用途数計	26件	8件	16件	17件	7件	27件	101件	
	調査回数計*	28件	10件	16件	19件	8件	28件	109件	
	平日調査	11件	3件	25件	18件	0件	7件	64件	
	休日調査	21件	11件	2件	0件	8件	22件	64件	
	平日・休日調査	2件	2件	1件	1件	2件	2件	10件	
計	契約台数調査	0件	0件	3件	0件	0件	0件	3件	
	調査用途数計	34件	16件	31件	19件	10件	31件	141件	
	調査回数計*	37件	19件	32件	21件	12件	33件	154件	

※調査回数計：平日・休日調査箇所及び2箇所の駐輪場があるミュージックスタルは、施設用途毎に調査回数2回として集計

(3)作業計画(調査実施計画)の立案

・「駐輪台数計測等調査」について、調査概要(調査項目、調査日時等)や調査方法、調査実施箇所、及び調査実施にあたって体制や安全管理計画を整理・検討し、調査実施計画書を作成した。

■調査方法

- ①自転車等の駐輪台数の計測
 - ・全ての調査対象の建物の駐輪場にて、設定した調査時間(7~18時台等の12時間)の毎時間帯に1回、駐輪台数を目視でカウントし、その最大数からピーク時駐輪台数を把握
- ②利用者アンケート調査
 - ・複数の用途の施設がある建物(小売店舗や飲食店、会社・事務所等が入っている複合用途の建物)の駐輪場において、駐輪場の利用者に対面インタビュー形式で、当該建物内の目的施設の用途等を調査

利用者アンケート調査 調査票

調査員記入欄	調査日	平・休	時間帯	時台
	エリア	整備地区	整備地区以外	施設番号
自転車	1. ラック規格内自転車(通常の自転車) 2. ラック規格外自転車(フットバイク、チャイルドシート付き等) 3. 第1種原動機付き自転車(50cc以下オートバイ) 4. 第2種原動機付き自転車(50cc超125cc以下オートバイ)			

建物・施設駐輪場の利用実態アンケート調査 <札幌市>

Q1 この建物・施設の駐輪場所に駐輪する主な目的を教えてください。(1つ選択)

1)通勤 2)通学 3)私事(買い物・食事・娯楽・通院等)

4)業務(打合せ等) 5)その他()

Q2 駐輪後の目的施設(施設の用途)を教えてください。(今回の駐輪で利用する施設を全て選択)
 ※通勤先が小売店や銀行など、下記の2~7の場合は、1)会社・事務所ではなく、2~7を選択してください。
 ※目的が「2この建物以外」の場合は詳細な目的の確認は不要です。

1. 建物内の

1)会社・事務所 2)小売店 3)飲食店 4)銀行 5)パチンコ店

6)パチンコ店以外の娯楽施設(カラオケ、ボーリング、麻雀、ゲーセン、ビリヤード、ダンス、卓球、など)

7)その他(学校・塾・病院・ジム・漫画喫茶など) ()

2. この建物以外

Q3 この駐輪場所に駐輪する時間帯を教えてください。(24時間表記)

[] 時台から [] 時台まで

下記の設問は、他に調査対象者がおらず、余裕がある場合に調査
 参考Q4 この駐輪場所に駐輪する頻度を教えてください。(1つ選択)

1)ほぼ毎日 2)週3~4日 3)週1~2日 4)月に数回

5)年に数回 6)初めて駐輪した 7)その他()

※ アンケートは以上です。ご回答ありがとうございました。

2. 施設内駐輪場の運用・利用実態等に関する調査

2-2 駐輪台数計測及び利用者アンケート調査

建物・施設内駐輪場の運用・利用実態等に関する駐輪台数計測調査及びアンケート調査を実施し、調査結果をとりまとめた。

調査状況(調査対象施設の駐輪場状況)

(1)調査実施

・調査計画立案時に設定した「調査予定日及び雨天時の予備日」に基づき、平日1, 2回目及び休日1, 2回目の調査は、予定通り、調査予定日に調査を実施し、平日3回目調査は、調査予定日(R4.9.5(月))に雨天が予想されたため、調査を延期し、予備日(R4.9.9(金))に調査を実施した。

調査日時【調査実施日:赤字】

区分	回数	調査予定日	予備日
平日	1回目	R4.7.11 (月) 7:00～21:00頃※2	R4.7.19 (火) 7:00～21:00頃※2
	2回目	R4.7.19 (火) 7:00～21:00頃※2	R4.7.22 (金) 7:00～21:00頃※2
	3回目	R4.9.5 (月) 7:00～20:00頃※2	R4.9.9 (金) 7:00～20:00頃※2
休日	1回目	R4.7.9 (土) 7:00～21:00頃※2	R4.7.10 (日) 7:00～21:00頃※2
	2回目	R4.7.16 (土) 7:00～21:00頃※2	R4.7.18 (祝) 7:00～21:00頃※2

※1: 調査回数は、調査対象の選定及び調査実施許可の取得状況に応じて、順次、各回の調査を計画し、最終的に、平日3回、休日2回の調査を実施

※2: 調査対象の実態に応じて7:00～21:00のうちの12時間(7～19時、8～20時、9～21時)

7月 2022						
日	月	火	水	木	金	土
□ 調査日					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

9月 2022						
日	月	火	水	木	金	土
□ 調査日					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30



2. 施設内駐輪場の運用・利用実態等に関する調査

2-2 駐輪台数計測及び利用者アンケート調査

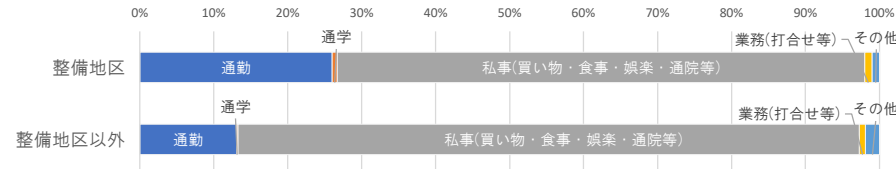
(2)利用者アンケート調査結果

・複合用途の建物の駐輪場及び札幌市公共駐輪場の2箇所（北4西5西側路上自転車等駐車場、北4西5東側路上自転車等駐車場）において実施した利用者アンケート調査について、回答の回収状況を整理した上で、調査結果を整理した。

■利用者アンケート調査結果(抜粋)

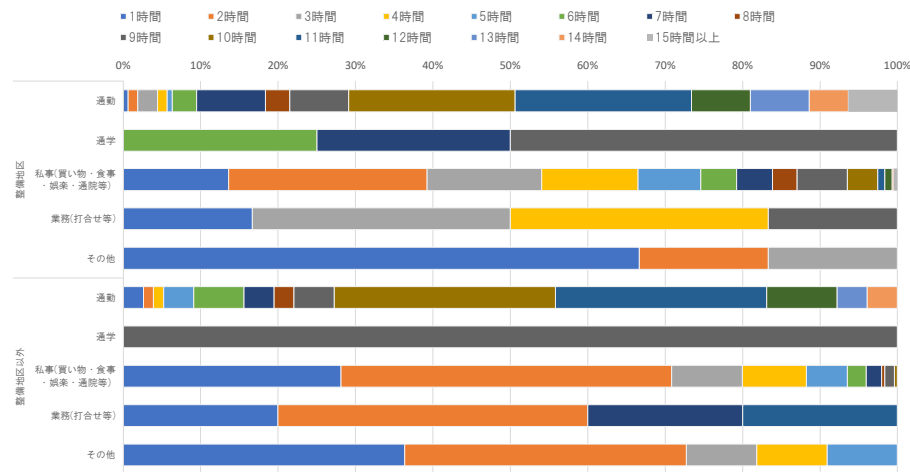
◇ 「複合用途の建物の駐輪場」と「札幌市公共駐輪場の2箇所（北4西5西側路上自転車等駐車場、北4西5東側路上自転車等駐車場）」のそれぞれにおける調査結果をとりまとめた。

複合用途の建物の駐輪場：調査対象建物・施設の駐輪場に駐輪する主な目的



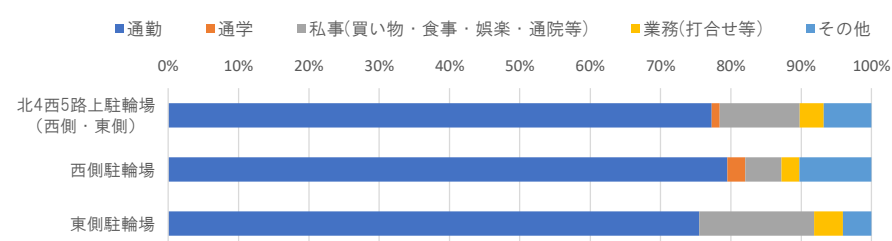
・両地域ともに、私事を目的とした駐輪が最も多く、特に整備地区以外がその割合が高い。
・通勤目的は、整備地区の方が割合が高い。

複合用途の建物の駐輪場：調査対象建物・施設の駐輪場に駐輪する時間



・通勤目的は、10時間以上の割合が高く、私事目的は、3時間以内の駐輪の割合が高い(特に整備地区以外)。

札幌市公共駐輪場の2箇所：調査対象建物・施設の駐輪場に駐輪する主な目的



・通勤目的とした駐輪が非常に多く、約80%を占める。
・次いで、私事目的が多く、東側駐輪場の方が西側駐輪場よりもやや割合が高くなっている。

■利用者アンケート調査の回答回収状況

◇ 利用者アンケート調査の回答は、延べ18箇所（平日・休日調査実施箇所2箇所：延べ4箇所、同一建物の2箇所の駐輪場を含む）で調査した「複合用途の建物の駐輪場」では計1,195票、2箇所（札幌市公共駐輪場（北4西5西側路上自転車等駐車場、北4西5東側路上自転車等駐車場））では計88票の回答を回収した。

調査箇所の分類	No	調査対象施設	エリア	調査日の分類	回答数
複合用途の建物の駐輪場	1	※施設名は非公開	商業・近商地区	休日調査	10
	2		商業・近商地区	休日調査	15
	9		整備地区	平日調査	147
	9		整備地区	休日調査	91
	12		整備地区	休日調査	79
	31		商業・近商地区	休日調査	14
	32		商業・近商地区	休日調査	12
	43		整備地区	平日調査	55
	49		整備地区	平日調査	77
	69		商業・近商地区	平日調査	54
	94		整備地区	休日調査	32
	101		整備地区	休日調査	32
	102		整備地区	休日調査	21
	103		整備地区	休日調査	73
	100		商業・近商地区	平日調査	172
	100		商業・近商地区	休日調査	100
	72		商業・近商地区	平日調査	134
	72		商業・近商地区	平日調査	77
小計					1,195
公共駐輪場	北4西5西側路上自転車等駐車場		整備地区	平日調査	39
	北4西5東側路上自転車等駐車場		整備地区	平日調査	49
	小計				
総計					1,283

2. 施設内駐輪場の運用・利用実態等に関する調査

2-2 駐輪台数計測及び利用者アンケート調査

(3) 駐輪台数計測調査結果

■【駐車場整備地区】 ①小売店舗及び飲食店

調査日	平・休	箇所番号	用途：複合/単一	立地エリア 整備地区/ 商業・近商地区	用途		駐輪台数	店舗面積 (㎡)
					小売店舗	飲食店		
7/19	平日	43	複合	整備地区	●		21	2,073
7/19	平日	48	単一	整備地区	●		63	10,682
7/19	平日	49	複合	整備地区	●		6	1,156
7/19	平日	9	複合	整備地区	●		27	2,446
7/16	休日	94	複合	整備地区	●		10	3,545
7/16	休日	101	複合	整備地区	●		131	40,191
7/16	休日	102	複合	整備地区	●		69	22,794
7/16	休日	103	複合	整備地区	●		81	11,923
7/19	平日	9	複合	整備地区		●	10	461
7/16	休日	9	複合	整備地区		●	4	461
7/9	休日	12	複合	整備地区		●	11	100
7/19	平日	43	複合	整備地区		●	18	3,525
7/19	平日	49	複合	整備地区		●	32	2,687
7/16	休日	94	複合	整備地区		●	21	3,267
7/16	休日	101	複合	整備地区		●	16	4,532
7/16	休日	102	複合	整備地区		●	7	1,588
7/16	休日	103	複合	整備地区		●	8	310

■【商業地域・近隣商業地域】 ①小売店舗及び飲食店

調査日	平・休	箇所番号	用途：複合/単一	立地エリア 整備地区/ 商業・近商地区	用途		駐輪台数	店舗面積 (㎡)
					小売店舗	飲食店		
7/16	休日	36	単一	商業・近商地区	●		4	1,157
7/16	休日	37	単一	商業・近商地区	●		1	661
7/16	休日	38	単一	商業・近商地区	●		18	2,070
7/16	休日	39	単一	商業・近商地区	●		12	1,483
7/9	休日	40	単一	商業・近商地区	●		24	4,577
7/9	休日	41	単一	商業・近商地区	●		16	854
7/16	休日	42	単一	商業・近商地区	●		9	1,815
7/16	休日	44	単一	商業・近商地区	●		23	2,440
7/16	休日	45	単一	商業・近商地区	●		5	946
7/19	平日	46	単一	商業・近商地区	●		15	5,336
7/19	平日	47	単一	商業・近商地区	●		37	1,629
7/16	休日	53	単一	商業・近商地区	●		3	9,448
7/16	休日	54	単一	商業・近商地区	●		10	1,696
7/16	休日	55	複合	商業・近商地区	●		6	4,528
7/16	休日	56	単一	商業・近商地区	●		15	1,478
7/19	平日	57	単一	商業・近商地区	●		20	1,395
7/16	休日	58	単一	商業・近商地区	●		9	1,091
7/16	休日	59	単一	商業・近商地区	●		16	1,692
7/19	平日	60	単一	商業・近商地区	●		10	2,263
7/16	休日	61	単一	商業・近商地区	●		8	1,429
7/11	平日	69	複合	商業・近商地区	●		0	531
7/11	平日	92	単一	商業・近商地区	●		1	970
7/16	休日	90	単一	商業・近商地区	●		4	1,157
7/19	平日	93	単一	商業・近商地区	●		6	959
9/9	平日	72	複合	商業・近商地区	●		29	3,121
7/19	平日	100	複合	商業・近商地区	●		52	2,748
7/16	休日	1	複合	商業・近商地区		●	0	300
7/16	休日	2	複合	商業・近商地区		●	0	300
7/9	休日	31	複合	商業・近商地区		●	0	500
7/16	休日	32	複合	商業・近商地区		●	0	430
7/16	休日	55	複合	商業・近商地区		●	0	500
7/16	休日	96	単一	商業・近商地区		●	6	801
7/16	休日	100	複合	商業・近商地区		●	6	283
7/19	平日	100	複合	商業・近商地区		●	7	283
9/9	平日	72	複合	商業・近商地区		●	4	400

2. 施設内駐輪場の運用・利用実態等に関する調査

2-2 駐輪台数計測及び利用者アンケート調査

■【駐車場整備地区】 ②事務所及び銀行等

調査日	平・休	箇所番号	用途：複合/単一	立地エリア 整備地区/ 商業・近商地区	用途		駐輪台数	店舗面積 (㎡)
					銀行等	事務所		
7/19	平日	43	複合	整備地区	●		17	1,632
7/19	平日	49	複合	整備地区	●		2	1,000
7/19	平日	43	複合	整備地区		●	50	29,135
7/19	平日	49	複合	整備地区		●	139	25,424
7/19	平日	50	単一	整備地区		●	124	53,912
7/19	平日	52	単一	整備地区		●	17	5,907
-	-	63	単一	整備地区		●	106	22,625
7/11	平日	64	単一	整備地区		●	52	10,482
7/11	平日	65	単一	整備地区		●	122	16,613
7/19	平日	73	単一	整備地区		●	72	13,983
7/11	平日	74	単一	整備地区		●	45	10,632
7/11	平日	75	単一	整備地区		●	36	9,886
7/19	平日	9	複合	整備地区		●	11	2,446
7/16	休日	94	複合	整備地区		●	9	1,944
-	-	104	単一	整備地区		●	42	8,096
7/19	平日	105	単一	整備地区		●	38	8,600
-	-	106	単一	整備地区		●	56	11,816

■【商業地域・近隣商業地域】 ②事務所及び銀行等

調査日	平・休	箇所番号	用途：複合/単一	立地エリア 整備地区/ 商業・近商地区	用途		駐輪台数	店舗面積 (㎡)
					銀行等	事務所		
7/19	平日	79	単一	商業・近商地区	●		4	1,000
7/19	平日	82	単一	商業・近商地区	●		6	1,490
7/19	平日	83	単一	商業・近商地区	●		4	413
7/19	平日	85	単一	商業・近商地区	●		3	947
7/19	平日	86	単一	商業・近商地区	●		6	1,935
7/19	平日	87	単一	商業・近商地区	●		13	1,108
7/11	平日	88	単一	商業・近商地区	●		7	1,299
9/9	平日	117	単一	商業・近商地区	●		1	468
9/9	平日	118	単一	商業・近商地区	●		5	436
9/9	平日	119	単一	商業・近商地区	●		2	575
9/9	平日	120	単一	商業・近商地区	●		3	684
9/9	平日	121	単一	商業・近商地区	●		8	597
9/9	平日	122	単一	商業・近商地区	●		6	303
9/9	平日	123	単一	商業・近商地区	●		26	1,094
9/9	平日	124	単一	商業・近商地区	●		3	604
7/19	平日	100	複合	商業・近商地区	●		31	594
9/9	平日	72	複合	商業・近商地区	●		10	1,064
7/16	休日	2	複合	商業・近商地区		●	0	1,662
7/19	平日	66	単一	商業・近商地区		●	26	8,573
7/19	平日	67	単一	商業・近商地区		●	24	8,106
7/19	平日	68	単一	商業・近商地区		●	79	13,733
7/11	平日	69	複合	商業・近商地区		●	73	12,277
7/19	平日	70	単一	商業・近商地区		●	34	5,804
7/19	平日	71	単一	商業・近商地区		●	21	3,083
9/9	平日	108	単一	商業・近商地区		●	25	4,633
9/9	平日	109	単一	商業・近商地区		●	12	6,563
9/9	平日	110	単一	商業・近商地区		●	27	3,628
9/9	平日	111	単一	商業・近商地区		●	37	6,505
9/9	平日	112	単一	商業・近商地区		●	58	6,420
9/9	平日	113	単一	商業・近商地区		●	13	3,615
9/9	平日	114	単一	商業・近商地区		●	11	3,598
9/9	平日	115	単一	商業・近商地区		●	7	3,000
9/9	平日	116	単一	商業・近商地区		●	6	3,300

2. 施設内駐輪場の運用・利用実態等に関する調査

2-2 駐輪台数計測及び利用者アンケート調査

■【駐車場整備地区】 ③遊技場等(ぱちんこ屋以外)

調査日	平・休	箇所番号	用途：複合/単一	立地エリア整備地区/商業・近商地区	用途	駐輪台数	店舗面積 (㎡)
					遊技場(ぱちんこ屋以外)		
7/9	休日	12	複合	整備地区	●	2	2,451
7/16	休日	9	複合	整備地区	●	15	726
7/16	休日	94	複合	整備地区	●	7	2,661

■【商業地域・近隣商業地域】 ③遊技場等(ぱちんこ屋以外)

調査日	平・休	箇所番号	用途：複合/単一	立地エリア整備地区/商業・近商地区	用途	駐輪台数	店舗面積 (㎡)
					遊技場(ぱちんこ屋以外)		
7/9	休日	31	複合	商業・近商地区	●	4	4,278
7/16	休日	32	複合	商業・近商地区	●	12	1,884
7/16	休日	33	単一	商業・近商地区	●	34	2,146
7/16	休日	34	単一	商業・近商地区	●	39	3,131
7/9	休日	76	単一	商業・近商地区	●	12	405
7/16	休日	77	単一	商業・近商地区	●	2	7,648
7/19	平日	100	複合	商業・近商地区	●	48	4,828

■【駐車場整備地区】 ④ぱちんこ屋

調査日	平・休	箇所番号	用途：複合/単一	立地エリア整備地区/商業・近商地区	用途	駐輪台数	店舗面積 (㎡)
					ぱちんこ屋		
7/19	平日	9	複合	整備地区	●	149	3,167
7/9	休日	10	単一	整備地区	●	83	2,992
7/9	休日	12	複合	整備地区	●	76	3,168
7/16	休日	98	単一	整備地区	●	8	1,370

■【商業地域・近隣商業地域】 ④ぱちんこ屋

調査日	平・休	箇所番号	用途：複合/単一	立地エリア整備地区/商業・近商地区	用途	駐輪台数	店舗面積 (㎡)
					ぱちんこ屋		
7/16	休日	1	複合	商業・近商地区	●	14	3,056
7/16	休日	2	複合	商業・近商地区	●	21	3,164
7/11	平日	4	単一	商業・近商地区	●	16	1,396
7/11	平日	5	単一	商業・近商地区	●	17	2,757
7/16	休日	6	単一	商業・近商地区	●	18	1,969
7/16	休日	7	単一	商業・近商地区	●	32	1,356
7/16	休日	8	単一	商業・近商地区	●	42	4,185
7/16	休日	11	単一	商業・近商地区	●	63	2,340
7/16	休日	13	単一	商業・近商地区	●	19	1,104
7/16	休日	14	単一	商業・近商地区	●	17	800
7/16	休日	15	単一	商業・近商地区	●	41	1,467
7/16	休日	16	単一	商業・近商地区	●	34	2,429
7/16	休日	17	単一	商業・近商地区	●	29	1,815
7/16	休日	18	単一	商業・近商地区	●	25	971
7/16	休日	19	単一	商業・近商地区	●	43	1,583
7/16	休日	20	単一	商業・近商地区	●	18	1,853
7/9	休日	21	単一	商業・近商地区	●	41	1,046
7/19	平日	22	単一	商業・近商地区	●	16	900
7/16	休日	23	単一	商業・近商地区	●	21	1,315
7/16	休日	24	単一	商業・近商地区	●	19	1,682
7/11	平日	25	単一	商業・近商地区	●	55	1,850
7/16	休日	26	単一	商業・近商地区	●	18	1,205
7/19	平日	27	単一	商業・近商地区	●	33	1,750
7/19	平日	28	単一	商業・近商地区	●	30	1,766
7/16	休日	97	単一	商業・近商地区	●	9	3,259
7/19	平日	99	単一	商業・近商地区	●	5	873
7/19	平日	100	複合	商業・近商地区	●	24	2,268

2. 施設内駐輪場の運用・利用実態等に関する調査

2-3 適切な原単位の検討

建物・施設内駐輪場の運用・利用実態等に関する駐輪台数計測調査及びアンケート調査結果等を用いて、駐輪場附置義務条例の改正における原単位見直し案を検討・設定した。

(1) 駐輪場附置義務条例の対象とする施設用途

・令和3年度に実施した「自転車等の利用者アンケート調査」の結果を踏まえて、駐輪場の附置義務の対象とする施設用途を整理した。

■ 公共駐輪場等における目的施設の用途別のピーク時駐輪台数、平均駐輪時間・頻度

目的施設の用途	ピーク時駐輪台数		平均駐輪時間*		平均駐輪頻度*		備考
	駐輪場整備地区	地下鉄駅	駐輪場整備地区	地下鉄駅	駐輪場整備地区	地下鉄駅	
小売店舗	1,497台	667台	3時間	2時間	1日/週	2日/週	現行条例対象、当該用途の施設を目的とした駐輪が多くあり
銀行等	38台	18台	—	—	—	—	整備地区のみ現行条例対象、施設数が少ないため、本調査では、銀行利用者の公共駐輪場等への駐輪が少ない
遊技場(ばちんこ屋を除く)	129台	46台	4時間	—	1日/週	—	現行条例対象
ばちんこ屋	0台	0台	—	—	—	—	現行条例対象、大部分のばちんこ屋に駐輪場が設置済みのため、本調査ではばちんこ屋利用者の公共駐輪場等の駐輪なし
事務所	4,324台	739台	9時間	8時間	5日/週	4日/週	現行条例の対象外であるが、当該用途の施設を目的とした駐輪が非常に多く、駐輪時間も長く、駐輪頻度も高い
飲食店	505台	53台	6時間	4時間	3日/週	2日/週	現行条例の対象外であるが、特に整備地区で、当該用途の施設を目的とした駐輪が多く、小売店舗と一体となった施設が多い
地下鉄駅等(乗換利用)	631台	6,762台	11時間	8時間	4日/週	4日/週	公共交通等への乗換を目的とした駐輪

「事務所」、「飲食店」を条例対象施設への追加の検討対象(原単位見直し検討の対象)に設定

銀行等は、事務所ビルと同様に、多くの従業員が働いていることから、駐輪場整備地区以外の商業・近商地域の銀行等も条例対象施設への追加の検討対象に設定

■ 附置義務条例(原単位見直し検討)の対象とする施設用途

対象地域	対象施設用途					
	小売店舗	飲食店	事務所	銀行等	遊技場(ばちんこ屋を除く)	ばちんこ屋
駐輪場整備地区	現行条例対象	改正条例追加候補	改正条例追加候補	現行条例対象	現行条例対象	現行条例対象
上記以外の商業地域・近隣商業地域	現行条例対象	改正条例追加候補	改正条例追加候補	改正条例追加候補	現行条例対象	現行条例対象

(2) 適切な原単位の検討

・「2.2 駐輪台数計測及び利用者アンケート調査」にて整理した各建物の施設用途毎のピーク時駐輪台数及び対象面積に基づいて、原単位の検討を行った。

・「2.2 駐輪台数計測及び利用者アンケート調査」の駐車場整備地区内の調査対象建物には、R3自転車等の利用実態調査により、当該建物を目的施設とした公共駐輪場等への駐輪が確認されている施設が多数あるため、原単位の検討は、R3自転車等の利用実態調査の結果に基づいて追加駐輪需要を算定し、ピーク時駐輪台数に上乘せした上で行った。

1) R3自転車等の利用実態調査に基づく追加駐輪需要の算定

・R3自転車等の利用実態調査結果に基づき、駐車場整備地区内の一部の施設について、追加駐輪需要を算定した。

R3自転車等の利用実態調査結果に基づく追加駐輪需要の算定結果

No	建物名	E (A×D) 追加駐輪需要 (平日or休日：R4調査の平休分類) (台)					
		小売店	銀行等	遊技場	パチンコ	飲食店	事務所
1	※建物名は非公開	0	0	0	0	0	9
2		0	0	0	0	0	31
3		0	0	0	0	0	103
4		0	0	0	0	0	33
5		0	0	0	0	0	6
6		99	0	0	0	0	0
7		29	0	0	0	7	0
8		19	0	0	0	0	0
9		0	0	0	0	0	16
10		0	0	0	0	0	18

2. 施設内駐輪場の運用・利用実態等に関する調査

2-3 適切な原単位の検討

(2)適切な原単位の検討

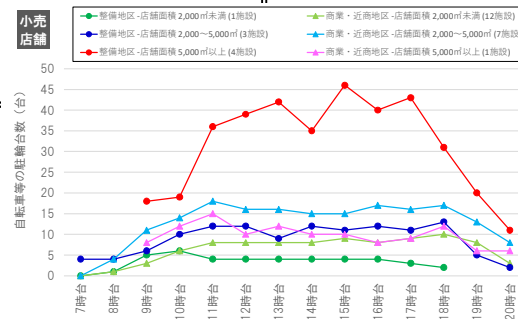
2)原単位見直し検討の対象とする調査結果の選定

- 前項で算定した追加駐輪需要を反映し、原単位の検討に用いる各建物の施設用途毎のピーク時駐輪台数及び対象面積を整理した。
- R4建物・施設内駐輪場の利用実態調査の対象施設延べ154施設(平日・休日の両日に調査した2箇所の建物(5用途)、2箇所の駐輪場で調査した1箇所(3用途)の建物をそれぞれの施設として計上)のうち、下記の考えに従って、原単位検討の対象から40施設を除外し、原単位の検討は、残りの114施設を対象として実施することとした。

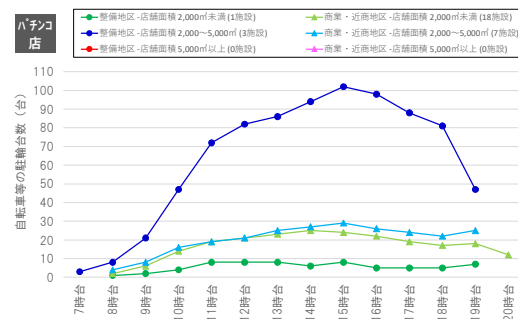
- 平日・休日調査を実施している施設(No9、No100)は、用途毎に駐輪台数が多い日の調査結果を原単位検討に使用
- 調査の結果、用途別のピーク時駐輪台数が5台未満の小売店舗・飲食店・遊技場、10台未満のぱちんこ屋・事務所は、自転車での来訪が少ない施設と判断して、原単位検討の対象施設から除外
- 施設管理者へのヒアリングの結果、対象面積が500㎡未満であった施設(「銀行等」以外)は、駐輪台数の調査結果のばらつきが大きくなるため、原単位検討の対象施設から除外
- 銀行等の調査施設のうち、対象施設が1,000㎡以上でもピーク時駐輪台数が5台未満であった1施設(No49)、地下鉄駅直近に位置していることで地下鉄利用者の駐輪が多い1施設(No123)は、原単位検討の対象施設から除外
- 2箇所の駐輪場で調査した「No72」(3用途)は、2箇所の調査結果を1箇所(3用途)に集約して原単位検討に使用

R4建物・施設内駐輪場の利用実態調査の調査実施箇所数及び原単位検討の対象施設数

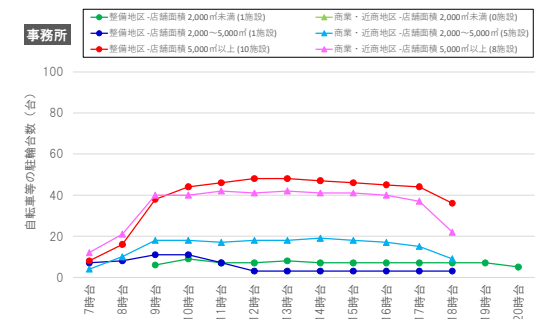
施設用途	エリア	調査施設数			原単位検討の対象施設数			現行条例対象	備考
		複合用途	単一用途	合計	複合用途	単一用途	合計		
小売店舗	駐車場整備地区	8	1	9	7	1	8	○	調査施設数には、平日・休日の各1日調査を実施した施設1箇所を含む
	上記以外の商業・近商地域	6	22	28	3	17	20	○	調査施設数には、平日・休日の各1日調査を実施した施設1箇所、2箇所の駐輪場で調査した施設1箇所を含む
飲食店	駐車場整備地区	9	0	9	5	0	5	×	
	上記以外の商業・近商地域	9	1	10	0	1	1	×	調査施設数には、2箇所の駐輪場で調査した施設1箇所を含む
遊技場(ぱちんこ店以外)	駐車場整備地区	4	0	4	2	0	2	○	調査施設数には、平日・休日の各1日調査を実施した施設1箇所を含む
	上記以外の商業・近商地域	4	4	8	2	2	4	○	調査施設数には、平日・休日の各1日調査を実施した施設1箇所を含む
ぱちんこ店	駐車場整備地区	3	2	5	2	2	4	○	調査施設数には、平日・休日の各1日調査を実施した施設1箇所を含む
	上記以外の商業・近商地域	4	24	28	3	22	25	○	調査施設数には、平日・休日の各1日調査を実施した施設1箇所を含む
銀行等	駐車場整備地区	2	0	2	1	0	1	○	
	上記以外の商業・近商地域	4	15	19	2	14	16	×	調査施設数には、平日・休日の各1日調査を実施した施設1箇所、2箇所の駐輪場で調査した施設1箇所を含む
事務所	駐車場整備地区	5	11	16	4	11	15	×	調査施設数には、平日・休日の各1日調査を実施した施設1箇所、契約者数の聞き取りのみを実施した3箇所(契約者専用の駐輪場のため)を含む
	上記以外の商業・近商地域	2	14	16	1	12	13	×	
総計		60	94	154	32	82	114	×	



小売店舗は、店舗面積が広いほど、駐輪台数が多い傾向があり、駐車場整備地区内の店舗面積5,000㎡以上の駐輪台数が特に多くなっている(ピーク時約45台)。



ぱちんこ店は、他の用途の施設と比較して駐輪台数が多く、特に駐車場整備地区内の店舗面積2,000～5,000㎡が多くなっている(ピーク時約100台)。



事務所は、通勤利用が大部分を占めることが想定されることから、9～17時台の駐輪台数が概ね同程度で推移している。

2. 施設内駐輪場の運用・利用実態等に関する調査

2-3 適切な原単位の検討(当初)

(2)適切な原単位の検討

3)原単位の検討

- ・原単位検討に用いる施設毎の最大駐輪台数(ピーク時駐輪台数)及び対象面積を対象として、地域・施設用途毎に「対象面積/ピーク時駐輪台数(m²/台)」(原単位計算値)の単純平均値、中央値、加重平均値(地域・施設毎の対象面積の合計÷ピーク時駐輪台数の合計)、最大値、最小値を集計した。
- ・上記の集計結果のうち、各施設の「対象面積/ピーク時駐輪台数(m²/台)」の単純平均値を参考として、条例改正の原単位案を設定した。
- ・なお、条例改正の原単位案の設定にあたり、加重平均値ではなく、単純平均を用いた理由は、下記の通りである。

【単純平均を用いた理由】

・加重平均は、ピーク時駐輪台数による加重平均として、「検討対象施設の対象面積の合計÷ピーク時駐輪台数の合計(=各施設の「原単位計算値×ピーク時駐輪台数」の合計÷ピーク時駐輪台数の合計)で算出することができるが、附置義務は、特定エリア全体の施設に対して、個別の施設の駐輪需要に応じて、附置義務台数を個別の施設に割り振るものではなく、個別の施設が原単位に応じて附置義務を負うものである。⇒このため、駐輪台数が多い施設に重みを持たせて算定した原単位を、個別の施設の附置義務の設定に用いることはそぐわないと考えられる。

・今回の原単位検討の対象施設の調査結果に基づく加重平均と施設毎の原単位計算値の単純平均を比較すると、加重平均の方が小さくなる(附置義務が厳しくなる)傾向がみられる。⇒より小さい値になっている加重平均を原単位として附置義務を負わせる場合、最低限の駐輪場の設置義務を負わせる附置義務であるにも関わらず、実際にはそれ程の駐輪需要が発生していない施設に対しても、過剰な附置義務を課す(実際の駐輪需要と附置義務台数の差が拡大する)ことになり、建物を建築する事業者の負担が増大する。

・附置義務対象エリア内の施設であっても、ピーク時駐輪台数のばらつきが大きく、今回の計算にあたっては、前項に示した通り、既に、駐輪が極端に少ない建物を原単位検討の対象から除外し、原単位計算値の平均値が大きくなり過ぎないように配慮している。

⇒加重平均と単純平均の選択では、原単位が大きくなる(附置義務が緩くなる)傾向がある単純平均を採用する(加重平均の採用によるさらなる負荷の増大を抑制)。

施設用途・地域毎の「店舗等面積/ピーク時駐輪台数」及び原単位見直し案の設定

施設用途	地域	対象施設数	原単位検討の対象施設による集計値							条例改正原単位案	現行条例原単位	備考
			原単位計算値(対象面積÷ピーク時駐輪台数)(m ² /台)									
			単純平均値	中央値	加重平均値 ^(*)	最大値	最小値					
小売店舗	駐車場整備地区	8	211	181	232	354	91	210	145	145	エリア毎の平均値から設定 ⇒現行条例より緩和	
	上記以外の商業・近商地区	20	171	179	147	166	755	44	170	45		
銀行等	駐車場整備地区	1	96	96	96	96	96	96	250	70	駐車場整備地区は調査実施の1施設以外、駐輪需要をほとんど確認できないため、 事務所と同じ原単位 に変更	
	上記以外の商業・近商地区	16	190	184	186	117	468	19	250	-		
遊技場(ばちんこ屋以外)	駐車場整備地区	2	214	214	154	380	48	140	140	140	エリアを分けて算定した平均値から設定 ⇒現行条例と同じ	
	上記以外の商業・近商地区	4	100	138	90	90	157	63	140	140		
ばちんこ屋	駐車場整備地区	4	68	39	34	171	21	80	30	30	エリアを分けて算定した平均値から設定 ⇒現行条例より緩和	
	上記以外の商業・近商地区	25	76	75	63	59	65	218	26	80		
事務所	駐車場整備地区	15	258	216	252	583	136	250	-	-	エリアを分けて算定した平均値に基づく原単位により、附置義務を追加	
	上記以外の商業・近商地区	13	237	248	176	197	547	111	250	-		
飲食店	駐車場整備地区	5	189	196	166	283	84	210	-	-	小売店舗と同等の原単位 として附置義務を追加	
	上記以外の商業・近商地区	1	134	183	134	134	134	170	-	-		

※1: 検討対象施設の対象面積の合計/ピーク時駐輪台数の合計

条例改正における対象施設・原単位の見直し案

地域	条例	施設用途			
		小売店舗及び飲食店	遊技場(ばちんこ屋を除く)	ばちんこ屋	事務所(銀行等含む)
駐車場整備地区	現行条例	小売店舗: 145 m ² /台 【店舗面積 2,900 m ² 以上】 飲食店: 対象外	140 m ² /台 【店舗面積 2,800 m ² 以上】	30 m ² /台 【店舗面積 600 m ² 以上】	銀行等: 70 m ² /台 【事務所面積 1,400 m ² 以上】 事務所: 対象外
	改正案	↓ 小売店舗: 緩和 ↓ 飲食店: 新設	↓ 変更無し	↓ 緩和	↓ 銀行等: 緩和 ↓ 事務所: 新設
上記以外の商業地域・近隣商業地域	現行条例	小売店舗: 45 m ² /台 【店舗面積 900 m ² 以上】 飲食店: 対象外	140 m ² /台 【店舗面積 2,800 m ² 以上】	30 m ² /台 【店舗面積 600 m ² 以上】	対象外
	改正案	↓ 小売店舗: 緩和 ↓ 飲食店: 新設	↓ 変更無し	↓ 緩和	↓ 新設

※上表の店舗面積・事務所面積は、附置義務対象の足切りを現行条例と同様に20台とした場合の面積

●現行条例の対象施設

・遊技場(ばちんこ屋を除く)の単純平均値は現行条例と同程度のため、改正条例の原単位案は、現行と同じとする。

・小売店舗やばちんこ屋は、現行条例の原単位よりも大きい値のため、改正条例の原単位案は現行より緩和する。

●現行条例で対象となっていない施設

・事務所の単純平均値は、地域別、地域全体のいずれも240~250m²/台程度のため、改正条例の原単位案は250m²/台とする。

・銀行等は、現行条例対象の駐車場整備地区を含めて、駐輪需要が大きくないため、従業員の駐輪需要への対応の意味合いで、改正条例の原単位案は、事務所と同じとする。

・飲食店は、単独施設として駐輪場が設置されている施設がほとんどない一方で、大規模商業施設等では、小売店舗と飲食店が混在しているケースが多いため、改正条例の原単位案は、小売店舗と同じ原単位とする。

・同じ原単位とする「小売店舗」と「飲食店」、「事務所」と「銀行等」は、施設用途を「小売店舗及び飲食店」、「事務所(銀行等含む)」として、1つの施設用途に括る。

2. 施設内駐輪場の運用・利用実態等に関する調査

施設用途・地域毎の「店舗等面積／ピーク時駐輪台数」及び原単位見直し案の再設定

2-3 適切な原単位の検討(変更)

(3)原単位の設定方法の見直し

・前項で検討した原単位について、令和5年2月開催の庁内調整協議の内容を踏まえて、設定方法の見直しを行い、原単位案を変更した。

【原単位の設定方法の変更】

- ①検討対象とする調査結果の変更
 - ・原単位検討の対象とする施設毎の調査結果を、延べ154施設中の114施設から142施設に変更
- ②「R3自転車等の利用実態調査に基づく追加駐輪需要」のR3年度⇒R4年度の全体的な駐輪需要の変化の考慮
 - ・「1）R3自転車等の利用実態調査に基づく追加駐輪需要の算定」で算定した追加駐輪需要の付加にあたり、R3年度（「自転車等の利用実態調査」の実施年度）からR4年度（「建物・施設内駐輪場の駐輪台数計測等調査」の実施年度）の駐車場整備地区内の駐輪台数の増加率（約1.11倍）を乗じて付加
- ③原単位設定の根拠の変更
 - ・前項では、施設用途毎の「各施設の『店舗等面積／ピーク時駐輪台数』の単純平均値」に従って原単位案を設定したが、施設用途毎の「検討対象施設の対象面積の合計÷ピーク時駐輪台数の合計（加重平均値）」に基づいて設定することに変更
 - ・「小売店舗」と「飲食店」、「事務所」と「銀行等」は、施設用途を「小売店舗及び飲食店」、「事務所（銀行等含む）」として、1つの施設用途に括ることとしているため、「小売店舗」と「飲食店」、「事務所」と「銀行等」の調査結果を合わせて算定した加重平均値を原単位の設定根拠として使用

施設用途	地域	対象施設数	原単位検討の対象施設による集計値						条例改正原単位案	現行条例原単位	備考
			原単位計算値（対象面積÷ピーク時駐輪台数）(㎡/台)								
			単純平均値	中央値	加重平均値 [※]	最大値	最小値				
小売店舗	駐車場整備地区	8	211	181	232	354	91	210	145	小売店舗及び飲食店を合わせて算定したエリア毎の加重平均値から設定 ⇒現行条例より緩和	
	上記以外の商業・近商地区	26	351	317	170	163	200	3,149	44	160	45
銀行等	駐車場整備地区	2	298	298	139	500	96	250	70	事務所及び銀行等を合わせて算定したエリア毎の加重平均値から設定 ⇒駐車場整備地区は、現行条例より緩和	
	上記以外の商業・近商地区	16	190	202	193	121	123	468	19	190	-
遊技場(ばちんこ屋以外)	駐車場整備地区	3	551	380	243	1,226	48	170	140	エリアを分けて算定した加重平均値から設定 ⇒現行条例より緩和	
	上記以外の商業・近商地区	7	761	698	129	161	172	3,824	34	170	140
ばちんこ屋	駐車場整備地区	4	68	39	34	171	21	60	30	エリアを分けて算定した加重平均値から設定 ⇒現行条例より緩和	
	上記以外の商業・近商地区	27	90	87	63	70	59	362	26	60	30
事務所	駐車場整備地区	15	258	216	252	583	136	250	-	事務所及び銀行等を合わせて算定したエリア毎の加重平均値から設定	
	上記以外の商業・近商地区	16	271	265	215	209	238	550	111	190	-
飲食店	駐車場整備地区	9	128	115	133	283	9	210	-	小売店舗及び飲食店を合わせて算定したエリア毎の加重平均値から設定	
	上記以外の商業・近商地区	9	80	114	100	138	134	40	160	-	
小売店舗及び飲食店	駐車場整備地区	17	167	156	209	354	9	210	145	小売店舗及び飲食店を合わせて算定したエリア毎の加重平均値から設定	
	上記以外の商業・近商地区	35	314	260	134	163	190	3,149	40	160	45
事務所(銀行等含む)	駐車場整備地区	17	263	216	250	583	96	250	145	事務所及び銀行等を合わせて算定したエリア毎の加重平均値から設定	
	上記以外の商業・近商地区	32	229	241	212	191	228	550	19	190	45

※1：検討対象施設の対象面積の合計÷ピーク時駐輪台数の合計

条例改正における対象施設・原単位の見直し案(再設定)

地域	条例	施設用途			
		小売店舗及び飲食店	遊技場(ばちんこ屋を除く)	ばちんこ屋	事務所(銀行等含む)
駐車場整備地区	現行条例	小売店舗：145 ㎡/台 【店舗面積 2,900 ㎡以上】 飲食店：対象外	140 ㎡/台 【店舗面積 2,800 ㎡以上】	30 ㎡/台 【店舗面積 600 ㎡以上】	銀行等：70 ㎡/台 【事務所面積 1,400 ㎡以上】 事務所：対象外
	改正案	↓ 小売店舗：緩和 飲食店：新設	↓ 緩和	↓ 緩和	↓ 銀行等：緩和 事務所：新設
上記以外の商業地域・近隣商業地域	現行条例	小売店舗：45 ㎡/台 【店舗面積 900 ㎡以上】 飲食店：対象外	140 ㎡/台 【店舗面積 2,800 ㎡以上】	30 ㎡/台 【店舗面積 600 ㎡以上】	対象外
	改正案	↓ 小売店舗：緩和 飲食店：新設	↓ 緩和	↓ 緩和	↓ 新設
		160 ㎡/台 【店舗面積 3,200 ㎡以上】	170 ㎡/台 【店舗面積 3,400 ㎡以上】	60 ㎡/台 【店舗面積 1,200 ㎡以上】	190 ㎡/台 【事務所面積 3,800 ㎡以上】

※上表の店舗面積・事務所面積は、附置義務対象の足切りを現行条例と同様に20台とした場合の面積

- ・「小売店舗」と「飲食店」は、施設用途を「小売店舗及び飲食店」として1つの施設用途に括るため、「小売店舗」と「飲食店」の調査結果を合わせて算定した加重平均値（駐車場整備地区209㎡/台、駐車場整備地区以外の商業・近商地区163㎡/台）を基に、改正原単位案を駐車場整備地区210㎡/台、駐車場整備地区以外の商業・近商地区160㎡/台に設定
- ・「事務所」と「銀行等」は、施設用途を「事務所（銀行等含む）」として1つの施設用途に括るため、「事務所」と「銀行等」の調査結果を合わせて算定した加重平均値（駐車場整備地区250㎡/台、駐車場整備地区以外の商業・近商地区191㎡/台）を基に、改正原単位案を駐車場整備地区250㎡/台、駐車場整備地区以外の商業・近商地区190㎡/台に設定
- ・「遊技場(ばちんこ屋以外)」と「ばちんこ屋」は、調査施設数が少ないことから、駐車場整備地区と駐車場整備地区以外の商業・近商地区の全地域を合わせて算定した加重平均値を基に、改正原単位案を遊技場170㎡/台、ばちんこ屋60㎡/台に設定

本調査の最終的などりまとめ資料（「札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例等」の改正について）は、ここで設定した左表の原単位を記載